

P T A 規約

在学中は大切に保管して下さい。

第一章 総則

第1条（名称）

本会は江戸川区立第三葛西小学校PTAと言う。

第2条（事務所）

本会の事務所は東京都江戸川区立第三葛西小学校内に置く。

第3条（目的）

本会は児童の保護者及び教職員との協力によって家庭と学校と地域とにおける児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第4条（活動）

本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1、良い保護者、良い教職員となるように努める。
- 2、学校の諸行事に協力する。
- 3、学校教育に対する理解と協力を努める。
- 4、家庭と学校との緊密な連絡によって児童の健全育成に努める。
- 5、会員相互の親睦を深める。
- 6、その他、本会の目的達成に必要なこと。

第5条（方針）

本会は教育の普及向上に協力することを本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- 1、児童の教育、並びに健全育成のために活動する他団体及び機関と協力する。
- 2、目的に添わない営利的、宗教的、政党的行為には一切関係しない。
- 3、この会またはこの会の役員名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4、直接、学校の人事や運営に干渉しない。

第二章 会員

第6条（資格）

本会の会員は、本校在籍児童の保護者及び教職員とする。

第7条（入退会）

本会对する入会は会員の自由意思によるものとする。入会の確認は書面にて行う。退会に際しても書面の提出をもって退会とする。但し以下の場合においてはそれによらずに退会とする。

- ・ 会員の児童の卒業あるいは転出により在籍しなくなったとき
- ・ 教職員が退職あるいは他校への転任となったとき

第8条（義務）

会員は会費を納める義務がある。但し同一家族の会員1名が会費を納めている場合、他の会員は、免じるものとする。また家族の状況その他特別の事情ある場合は運営委員会に諮り、納入を減免することができる。

第9条（権利）

会員の権利は、すべて平等とする。

第三章 役員

第10条（種類及び定員）

本会に次の会員を置く。役員は本校児童の保護者及び教職員の中より選出する。 また、役員は他の役員を兼ねることが出来ない。但し教職員はこの限りではない。

会長	1名	（保護者）	
副会長		（保護者若干名 教職員1名）	
書記	3～4名	（保護者2～3名 教職員1名）	
会計	3～4名	（保護者2～3名 教職員1名）	
会計監査	2～3名	（保護者2～3名）	以内とする。

第11条（選任）

役員は常置委員会において会員中より候補者をあげ、総会において選任する。

- 1、学年・学級委員会は、役員の推薦活動を行う。但し、会長候補を含めることを妨げない。
- 2、学年・学級委員会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査の候補者を各定数、本人の同意を得て総会に推薦する。推薦方法にあたっては学年・学級委員会に一任する。
- 3、学校側役員は教職員の互選により決定する。

第12条（任期）

役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。後任の決定まではその任務を行う。

第13条（任務）

- 1、校長は、役員として会長とともに、会の発展にあたる。
- 2、会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会、運営委員会、常置委員総会を招集する。
- 3、副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は、その職務を代行する。
- 4、書記は、諸会議の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録保管し、本会の一切の庶務を行う。
- 5、会計は、総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、本会の財産を管理するとともに予算編成事務を行う。但し会費徴収業務については、校長・会長の推薦する会員を交えて行うこととする。
- 6、会計監査は、年度末に一回会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第四章 組織

第一節 総会

- 第 1 4 条（性格）
総会は全会員をもって構成され、本会の最高の議決機関である。
- 第 1 5 条（種類）
総会は定期総会と臨時総会とする。
- 第 1 6 条（時期）
定期総会は会計年度終了後 2 ヶ月以内に会長がこれを招集する。臨時総会は会長が必要と認めたとき、運営委員会に図って開催する。
- 第 1 7 条（形式）
総会の形式は召集による総会と、議決権行使による書面総会とすることができる。
- 第 1 8 条（召集）
総会を召集するにあたっては、会員にあらかじめ議題を明示した通知状を送らなくてはならない。
但し、あらかじめ通知した以外の議題については、出席者の 2／3 以上の同意を得なければ付議できない。
- 第 1 9 条（付議事項）
総会は、付議する事項は次の通りとする。
1、収支決算及び事業報告
2、収支予算案
3、役員の選任
4、規約の改正
5、その他重要事項
- 第 2 0 条（成立）
総会は、会員の 1／5 以上の出席がなければその議事を開き議決することが出来ない。但し、委任状は認める。
書面総会の場合は、会員半数以上の議決権行使をもって成立とする。
- 第 2 1 条（議決）
総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定し可否同数の場合は議長がこれを決定する。議長は会長もしくは会長より指名された者がこれに当たる。

第二節 運営委員会

- 第 2 2 条（構成）
運営委員会は、役員及び各常置委員会正・副委員長、ならびに臨時委員会委員長によって構成される。
- 第 2 3 条（機能）
運営委員会は、総会に次ぐ審議決定機関であり、次の事項を行う。
1、会務の協議執行
2、総会に提出する議案の審議決定
3、各常置委員会の活動の報告または承認
4、避難所開設運営委員の各任務を行う
5、その他必要と認めた事項
- 第 2 4 条（開催）
運営委員会は、会長が必要と認めた時、または構成委員の 1／2 以上の要望があった時開催する。
- 第 2 5 条（成立）
運営委員会は、運営委員の現在数の 1／2 以上出席しなければその議事を開き、議決することは出来ない。
- 第 2 6 条（議事）
運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。議長は会長がこれにあたる。

第三節 常置委員総会

- 第 2 7 条（構成）
常置委員総会は、役員及び常置委員全員をもって構成する。
- 第 2 8 条（機能）
常置委員総会は、総会に提出する議案の報告並びに会務についての連絡、協議献策を行う。
- 第 2 9 条（開催）
常置委員総会は、会長が必要と認めたとき開催する。

第四節 常置委員会及びその他の委員会

- 第 3 0 条（常置委の機能）
本会の活動に必要な事項についての、計画立案及び実行機関として、次の常置委員会を置く。
1、学年・学級委員会
＊保護者及び教職員が協力しあい、学級の充実を図り、子どもたちの健全育成のために活動する。又、次年度役員を推薦する。
2、広報委員会
＊広報誌「わかば」を編集・発行し、会員に対して P T A 活動の理解を深める。
3、成人・校外委員会
＊会員の教養の向上及び会員相互の親睦を図り、児童相互の自主的集団生活の善導を図る。地域諸団体と 協力して生活環境の改善に努力する。
- 第 3 1 条（構成）
常置委員会はそれぞれ各学級で選ばれた学年・学級委員 2 名、広報委員 1 名、成人・校外委員 1 名、ならびに教職員委員によって構成される。
教職員委員は、互選により各常置委員会顧問を選出する。
- 第 3 2 条（委員長、副委員長、委員の任期）
委員長、副委員長、委員の任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。
- 第 3 3 条（臨時委の設置）
特別な事情について必要があるときは、会長は運営委員会の議を経て臨時委員会を設置する事ができる。
- 第 3 4 条（臨時委の構成）

臨時委員会は、会長が運営委員会の承認を経て委嘱する。

第 3 5 条（臨時委の解散）

臨時委員会はその任期が終了したときに解散する。

第 3 6 条（特別委の機能及び構成）

本会の目的遂行及び活動をサポートするための計画立案及び実行機関として、次の特別委員会を置く。

1、さんさんフェスタ実行委員会（旧全校地域交流会実行委員会）

＊年に 1 回、子どもたちと学校・地域の相互親睦を図る目的で開催する「さんさんフェスタ」の企画及び実務にあたる。
各学年 8 ～ 1 0 名の委員で構成される。

2、三祭会

＊本会の活動を父親の立場から支援する。本会会員の中から有志で構成される。なお、運営については「三祭会運営要綱」に準ずる。

第 3 7 条（常置委、臨時委、特別委の開催）

常置委員会、臨時委員会、特別委員会は、委員長または代表が必要と認めたとき開催する。

第 3 8 条（常置委、臨時委の成立及び議事）

常置委員会及び臨時委員会の成立ならびに議事については、第 2 1 条、第 2 5 条の規定を準用する。

第四章 会計

第 3 9 条（会費）

1、本会の経費は会員の会費及びその他の収入によって支弁される。

2、会員の会費は、児童 1 名につき月額 3 0 0 円（但し 8 月を除く）とし、教職員会員も同額とする。

3、月途中の転入の場合、その翌月からの徴収とする。月途中の転出の場合、当月の会費は返納しない。

第 4 0 条（経理）

本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 4 1 条（決算）

本会の決算は監査を経て総会に報告されその承認を受けなくてはならない。

第 4 2 条（決算予算の作成）

決算書及び予算案は運営委員会において作成し、総会の承認を得るものとする。

第 4 3 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第五章 付則

第 4 4 条（本規約の改正）

本規約の改正は総会の議決によらなければならない。

第 4 5 条（細則の作成）

会長は本会の運営に関し必要な細則をこの規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

会長は運営委員会の議決を経て細則の制定または改廃した場合はその結果を次の総会に報告しなければならない。

第 4 6 条（引継）

役員及び各委員は後任の決定までその任務を行い、引き継ぎの後に各々の任務を終えるものとする。

第 4 7 条（委員長事故の場合）

各委員会に於いて委員長に事故ある場合は、副委員長が代行する。

第 4 8 条（備付簿冊）

本会には、次の簿冊を備えつけるものとする。

1、役員会名簿

2、常置委員会名簿

3、規約

4、備品簿

5、会計簿

6、諸記録綴り

第 4 9 条（顧問）

会長は、本会に功労のある者を運営委員会の推薦により総会の承認を得て顧問に委嘱することができる。

第 5 0 条（顧問の職務）

顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応じるものとする。

第 5 1 条（表彰）

本会の会員で特に善行若しくは功労のあった者を運営委員会の推薦により総会において表彰することができる。

第 5 2 条（会員の意見具申）

会員は、運営委員会、常置委員会、臨時委員会に事前に通知する事により口頭、又は書面をもって意見を述べる事ができる。
又、傍聴することができる。

第 5 3 条（運営委構成員の制限）

同一家族の会員 1 名が役員に選出された場合は、他の会員は運営委員会の構成員に成ることは出来ない。

第 5 4 条（個人情報の取扱）

本会が P T A 活動を推進するため必要とする個人情報の利用および管理については、細則によって定め、総会で周知するものとする。

第 5 5 条（施行）

本規約は平成 1 5 年 4 月 1 日より実施する。

平成 2 1 年 4 月 1 日 規約改正実施。

平成 2 6 年 4 月 1 日 規約改正実施。

平成 2 8 年 4 月 1 日 規約改正実施。

平成 3 0 年 4 月 1 日 規約改正実施。

細則 第一号

1、表彰

- (1) 本会の役員（会長、副会長、書記、会計、会計監査）退任の場合は、1年を経過した者に対し、記念品を贈る。
- (2) 各常置委員会正・副委員長には、記念品を贈る。
- (3) 学校長、副校長、教職員転退職の場合は、記念品を贈る。
- (4) その他必要と認めたときは、役員会において協議、決定する。

2、慶弔、見舞

会員、若しくは、本会が必要と認めた者に対しては、下記により慶弔の意を表す。

- (1) 死亡の場合 保護者、教職員、及び在籍児童 弔慰金 10,000円、教職員会員の配偶者、父母及び子 5,000円
- (2) 教職員結婚の場合の祝金 5,000円
- (3) 教職員出産の場合の祝金 5,000円
- (4) 病気及び不慮の事故により14日以上入院した場合の見舞金 5,000円（在籍児童及び教職員）
- (5) その他必要と認めたときは、役員の協議により決定する。

細則 第二号

1、個人情報の取扱に関する細則

本会がPTA活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、次のとおり適正に運用するものとする。

- (1) 本細則については、総会資料で会員に周知する。
- (2) 個人情報とは、会長に提出された次の事項を記したものとする。
 - イ) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス
 - ロ) 第三葛西小学校に通学する児童の氏名、学年学級
- (3) 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行う。
 - イ) 会員名簿・役員名簿の作成
 - ロ) 会費請求、管理
 - ハ) 常置委員・さんさんフェスタ実行委員活動のための連絡網作成
 - ニ) 役員推薦活動
 - ホ) 保険求償時
- (4) 第3項の利用範囲以外のことに利用する場合は、法令に定めのある場合を除き、あらかじめ書面により本人の同意を得なければならない。
- (5) 会員は第3項の定めに基づき提供を受けた個人情報について第三者へ提供してはならない。
- (6) 個人情報は会長または会長が推薦し運営委員会です承された会員（教職員含む）が鍵のかかる場所に保管し、適正に管理する。
- (7) 第6項で管理者となったものは、会員本人から保有個人データの開示請求がある場合には、当該「保有個人データ」を開示しなければならない。
- (8) 第6項で管理者となったものは、第3項の利用範囲および第4項により同意を得て第三者に個人データを提供する場合、以下の内容について記録しなければならない。また当該記録は三年間保存しなければならない。
 - イ) 提供した日時
 - ロ) 提供した個人情報の内容
 - ハ) 提供した先
- (9) 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。